

## 岩内町国民健康保険規則

(一部負担金の減免又は徴収猶予)

第17条 町長は、一部負担金の支払又は納付の義務を負う世帯主(以下この条において「世帯主」という。)が次の各号に該当し、その生活が困難となった場合において必要と認めるときは、世帯主の申請により6ヶ月以内の期限に限ってその一部負担金の支払を猶予するものとする。この場合において、当該保険医療機関又は保険薬局に対する支払に代えて当該一部負担金を世帯主から直接徴収するものとする。

- (1) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これに類する理由により収入が著しく減少したとき。
  - (2) 震災、風水害、火災、その他これに類する災害により死亡、重度の障害者等となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
  - (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
  - (4) 前各号に掲げる事由に類する事由があつたとき。
- 2 町長は、世帯主が前項各号のいずれかに該当したことにより、その生活が著しく困難となつた場合において、必要があると認めるときは、世帯主の申請により一部負担金を減額し、又はその支払若しくは納付を免除することができる。
- 3 世帯主は前各項の措置を受けようとするときは、国民健康保険一部負担金徴収猶予、減額、免除申請書(様式第19号)を町長に提出しなければならない。
- 4 町長は、前項の申請書の提出を受け審査決定した場合は、すみやかに国民健康保険一部負担金徴収猶予、減額、免除証明書(様式第20号)を申請者に交付しなければならない。
- 5 町長は、一部負担金の徴収猶予、減免の措置を受けたものが次の各号の1に該当する場合において、その猶予、減免を行つた一部負担金の金額又は一部について、取り消し、若しくは一時に徴収することができる。この場合においては、その旨世帯主に通知(様式第21号)しなければならない。
- (1) 徴収猶予を受けたものが、資力又はその他の事情が変化したため、徴収猶予をすることが不適當と認められたとき。
  - (2) 偽りその他の不正行為により一部負担金の納入を免がれようとする行為が認められたとき。
  - (3) 偽りその他不正行為により一部負担金の減免を受けたと認められたとき。

6 町長は、前項第 3 号の場合において、被保険者が保険医療機関又は保険薬局から療養の給付を受けたものであるときは、すみやかに当該保険医療機関又は保険薬局に対し取り消しの旨を通知(様式第 21 号)するとともに、世帯主がその取消の日の前日までの間に減額又は免除により、その支払を免がれた額を世帯主から徴収するものとする。